

「消費者基本計画工程表の素案（令和2年5月）に対する意見」への対応関係

消費者基本計画工程表の素案（令和2年5月）に対する意見 （令和2年5月29日 消費者委員会）	消費者基本計画工程表（案）における対応等
<p>第1 全体的な事項</p> <p>1. K P Iについて</p> <p>消費者政策の推進により消費者の安全・安心を確保することは、新型コロナウイルス感染症への対応において重要であるとともに（後述第2）、そのリスクが低減していく局面における、あるいは収束した後の経済回復の実現にとっても大前提となる重要課題である。この点に十分留意して、消費者委員会が従前1から指摘している基準2を念頭にK P Iの見直しを行うほか、これまでの施策の達成状況等に応じ、指標の見直しやアウトカム指標の追加設定を行うとともに、目標の数値等についても、不断の見直しを図ること。</p> <p>同種の施策については、できる限りK P Iをそろえること。特に周知状況については、広報資料の配布部数や説明会の回数だけではなく、理解度の記載を検討すること。</p> <p>また、現状のK P Iについての検証を行うとともに、それを踏まえ工程表の最終決定に向けて、より効果的なK P Iの設定方法等について検討の上、積極的に盛り込むこと。</p> <p>工程表に記載されている施策の検証・評価において、関係省庁及び消費者行政の司令塔役・エンジン役である消費者庁が果たすべき役割について、明記すること。</p>	<p>10超の施策について見直しを行い、「理解度」をK P Iに追加した施策は1施策（新規追加施策）、及び「認知度」をK P Iに追加した施策は4施策となりました。</p> <p>また、表紙裏Ⅲにおいて、工程表のフォローアップに当たり、「消費者の利益の擁護及び増進に関する関係行政機関の事務の調整に関することをつかさどる」といった役割を担う消費者庁が取りまとめる旨を加筆しました。</p>
<p>2. 今後の取組予定</p> <p>年限を区切らずに5年間で取り組むことが示されているものについては、定期的・継続的に実施しなければならないものを除き、可能な限り具体的な取組に分けた上で、当該具体的な取組ごとに期限を明確に設定して記載すること。</p>	<p>御指摘を踏まえ、24施策について施策の取組期間をできる限り区切るなど見直しを行いました。区切り方は施策によりますが、例えば、当面の取組である「令和2～3年度」と当面の取組を踏まえて更なる展開を図る期間である「令和4～6年度」と分けて記載しております。</p>
<p>3. S D G s</p> <p>地球規模で人やモノが移動するグローバル経済の下では、気候変動、感染症といった課題もグローバルに連鎖して発生し、経済や保健等にも波及して深刻な影響を及ぼす時代であることが、改めて浮き彫りとなった。S D G sとして掲げられている17のゴール、169のターゲット及び232の指標は、国際社会全体の普遍的な目標である。消費者庁を始めとする関係省庁は、S D G s達成のために協力することが求められる。また、消費者が、持続可能な社会の実現に向けて、自ら考え、人や社会・環境に配慮した消費行動をとることができるよう、健全な市場の実現に加え、消費者教育を通じ、エシカル消費の普及啓発を図ることが求められる。</p> <p>今回の工程表では、持続可能な開発目標（S D G s）推進本部において策定された持続可能な開発目標（S D G s）実施指針に位置付けられた施策について、個別施策の中で「S D G s関連」と明示しつつ、S D G s実施指針において明示された目標の番号を記載することとされている。S D G s関連と明示していないものについて積極的にS D G sとの関連を記載し、例えばそれぞれの目標と工程表の目次との関連をマトリクスの図表で示すなど工程表全体とS D G sをひもづけるとともに、消費者基本計画の対象期間である令和6年度までにおいて、工程表の各項目がそれぞれの目標達成にどのように貢献するかを明確にすること。</p>	<p>御指摘を踏まえ、Ⅱに含まれる施策には全てS D G s関連目標を明記しました。</p> <p>また、表紙裏Ⅱにおいて、「同実施指針に基づき、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の達成年限である2030年を意識しながら、8分野の優先課題に関する取組を加速し、S D G s実現に取り組んでいく」旨を加筆するとともに、17の目標それぞれと工程表の該当施策の関係を表に整理しました。</p>
<p>4. 機動的な見直し</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大は前例のない危機であり、事態は時々刻々と変化しており、また、消費者の行動や消費者が直面する課題も変化している。工程表の最終決定までの間においても、今後取り組むべき新たな施策について可能な限り工程表に盛り込んだ上で、積極的に取組を進めること。</p> <p>新型コロナウイルス感染症関連以外についても消費者を取り巻く環境変化に柔軟に対応していくためには、常に状況の変化を把握し、適時適切に工程表の見直しを行うことが重要である。特別な変化に対しては、ためらうことなく機動的に工程表の見直しを図ること。</p>	<p>御指摘を踏まえ、表紙裏Ⅲにおいて、「大規模災害の発生時や新型コロナウイルス感染症の拡大時等の消費者が感じる不安が増大する緊急時その他特別な変化が生じた場合においては、適時見直しを行う」旨を加筆しました。</p>
<p>第2 新型コロナウイルス感染症・災害への対応</p> <p>新型コロナウイルス感染症の流行は、消費者行政に、喫緊の解決が必要な多岐にわたる諸課</p>	

<p>題を突き付けている。また、社会全体における情報通信技術の利用を加速させている。5月25日に緊急事態宣言が解除されたが、今後とも一定期間は、新型コロナウイルスの感染拡大を予防する「新しい生活様式」への切替えを求められることになる。こうした短期的及び中長期的課題に備え、グローバル化の観点も踏まえ、以下の対応を求める。(消費者庁)(Ⅲ(1)③、(3)①関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育のオンラインでの実施に当たっては、どこに住んでいても消費者教育を受けることができるよう、機会の均等に留意すること。 ・食品表示基準や米トレーサビリティ法の弾力的運用について、消費者に対しても周知するとともに、消費者を欺瞞するような悪質な違反に対しては厳正な対応をとること。また、市場における食品の需給状況や物流状況を注視し例外的な弾力的運用を中止する時期を失しないよう留意すること。 ・個人等がSNSにより誤った、あるいは不確かな情報を発信・拡散することに伴う諸問題への対策を盛り込むことができないか検討すること。 ・自然災害や人為的災害が新型コロナウイルス感染症の流行下で重複的に発生する緊急時の対応や、自然災害や人為的災害が複合する災害への対応も想定すべきことを記載すること。 ・詐欺的事案・悪質商法への厳正な対応及びそれらの広告や手口に係る消費者への注意喚起、予防効果を標ぼうする商品の表示への対応、実際の消費者被害の状況を踏まえた対応を迅速かつ適確に実施するとともに、処的取組のみならず、起こり得る消費者問題を先取りした対応も行うこと。 ・自己都合と評価するのは酷なキャンセルの問題について、消費者契約に関する検討会の検討も踏まえながら対応すること。 ・現下の状況及び今後の生活様式の変化に十分対応できるように、消費生活センターの体制を強化すること 	<p>御指摘を踏まえ、Ⅲ(1)③ウに「デジタル化に対応した消費者教育・普及啓発の推進」という施策を追加し、「デジタル化に対応した消費者教育の今後の具体的な推進方策について消費者教育推進会議等の場で検討する」旨及び「アクティブラーニングの考え方を取り入れ、eラーニングやオンライン授業に対応した、啓発用の教材を開発する」旨を加筆しました。</p> <p>御指摘を踏まえ、Ⅲ(3)①「施策概要」に「新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の弾力的運用について、農林水産省及び厚生労働省と連名で関係機関に通知するなど、消費者の需要に即した食品の生産体制を確保するために必要な対策を講じる」旨を加筆しました。</p> <p>Ⅲ(3)①に「不確かな情報の発信・拡散の抑制等に向けた消費者への普及啓発等の必要な対応を進める」と記載している通り、御指摘も踏まえつつ、取り組んでまいります。</p> <p>御指摘を踏まえ、Ⅲ(3)①「施策概要」に「自然災害や人為的災害が新型コロナウイルス感染症の流行下で重複的に発生する緊急時の対応や、自然災害や人為的災害が複合する災害への対応を想定する」旨を加筆しました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症に関連した表示を含めた不当表示によって引き起こされる消費者被害を防止する観点から、御指摘も踏まえつつ、今後も必要に応じて景品表示法等の執行や注意喚起等に取り組んでまいります。</p> <p>「消費者契約に関する検討会」等において、御指摘も踏まえつつ、検討してまいります。</p> <p>御指摘を踏まえ、Ⅴ(3)①「施策概要」に「新型コロナウイルス感染症や災害等の非常時においても消費生活相談の継続性が確保されるよう必要な支援を行う」旨を加筆しました。</p>
<p>第3 個別的事項</p> <p>1. 事故情報の収集、注意喚起等</p> <p>12月意見3以降、累次指摘をしているとおり、平成29年8月に消費者委員会が発出した提言4を踏まえた、中長期的な取組スケジュールを検討の上、特に以下の取組について具体的に工程表に明記すること。(消費者庁)(Ⅰ(1)②関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故情報データベースの入力項目の精査や、事故原因の究明等を行っている研究機関へ事故の詳細な情報を公開する等の事故情報の公開促進に向けた取組 ・事故情報の更なる活用に向けて、関係省庁のみならず消費者、事業者、事故情報データベース参画機関が連携・情報交換をスタートさせる取組 <p>消費者基本計画では、消費者安全調査委員会の提言について、効果的な周知の方法を随時検討することとされていることから、提言内容を消費者へ伝えるための施策を工程表に盛り込むこと。(消費者庁)(Ⅰ(1)③関係)</p>	<p>Ⅰ(1)②ア「施策概要」に記載の通り、「事故情報データベースに入力されるデータの充実や質の向上等に努める」、「関係者が必要な情報を利用できるよう周知活動を行う」といった取組を進めるとともに、御指摘を踏まえ、更に、これらの取組を踏まえて「令和5年度を目途に消費者事故等の運用通知マニュアルの改訂を行う」旨を「今後の取組予定」に加筆しました。</p> <p>御指摘を踏まえ、Ⅰ(1)③アについて、「提言について、効果的な周知の方法について随時検討を行う」旨を「施策概要」に加筆するとともに、「効果的な周知方法の検討状況」をKPIに設定して、進捗状況を確認しながら取り組む旨を明示しました。</p>
<p>2. 食品表示</p> <p>食品の安全を確保していくためには、基本原則である原料農産物等の科学的検証に加え、書類の確認等による社会的検証の仕組みを確立していくことが求められる。トレーサビリティの整備に関して、米や牛以外のいずれの食品について対象とするかを明らかにするとともに、いずれの取組が書類の確認等による社会的検証の仕組みの推進に該当するかを明らかにすること。(農林水産省)(Ⅰ(1)④関係)</p>	<p>御指摘を踏まえ、Ⅰ(1)④ク「今後の取組予定」において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2～3年度の取組として「食品衛生法の一部改正により、HACCPに沿った衛生管理及び食品リコール情報の自治体への報告が義務化されたことに合わせて、フードチェーン全体でトレーサビリティに取組む仕組みの構築を図る。そのため有識者による検討会を設置し、農畜水産加工品について新たな推進方策の策定を行い、これに基づいた普及啓発に取組む」旨、

<p>食品表示の全体像に関する報告書（令和元年8月消費者委員会食品表示部会）の内容を、今後の取組予定に反映すること。（消費者庁）（Ⅰ（２）⑤関係）</p>	<p>・令和4年度以降の取組として「新たな推進方策に基づき、トレーサビリティの普及推進活動を引き続き行う」旨を加筆しました。</p> <p>御指摘を踏まえ、Ⅰ（２）⑤ア「今後の取組予定」において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度までに「食品表示の全体像に関する報告書を踏まえた消費者の表示の利活用の実態や問題点等を把握することを目的とした調査」を実施する旨、 ・令和6年度までに「食品表示の全体像に関する報告書を踏まえた表示に関する調査等に基づき、分かりやすく活用される食品表示の検討」に取り組む旨を加筆しました。
<p>3. 取引及び表示の適正化 特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会での検討に当たっては、相談が急増している、いわゆる「お試し定期購入」に関する消費者問題についても併せて検討すること。（消費者庁）（Ⅰ（２）①関係）</p> <p>累次にわたる取組が一定の成果を上げていると考えられる一方で、電気通信サービスに係る苦情相談件数は依然として相当数あることから、電気通信消費者支援連絡会の在り方を見直すなど、苦情相談分析結果を踏まえた取組を行うこと。（総務省）（Ⅰ（２）②関係）</p>	<p>御指摘を踏まえ、Ⅰ（２）①ア「施策概要」に「悪質なお試し商法・定期購入といった詐欺的な通信販売に対する実効的な対策についても検討を行い、必要な見直しを行う」旨を明記しました。</p> <p>Ⅰ（２）②ア「今後の取組予定」に加筆した通り、「令和元年の改正電気通信事業法に基づく事業者・販売代理店の勧誘禁止行為の追加等がどのような成果を示すか注視」していくこととしております。</p>
<p>4. ぜい弱性や生きづらさを抱える消費者の支援団体との連携 ぜい弱性や生きづらさを抱える消費者を支援する民間団体との連携策を盛り込むこと。（Ⅰ（３）関係）</p>	<p>御指摘を踏まえ、Ⅰ（３）④「施策概要」に「これらの者（ギャンブル等依存症である者）を支援する民間団体と連携し効果的な取組とする」旨を加筆しました。</p>
<p>5. ADR 商品やサービス別のADR（裁判外紛争解決手続）を含めた様々なADRについて、消費者に向けた、横断的な活用促進策を盛り込むこと。（Ⅰ（４）関係）</p>	<p>御指摘を踏まえ、Ⅳ（２）①「施策概要」において、消費者庁ウェブサイトの更なる活用の例として、「各種ADRの説明及びリンク集の作成」を加筆しました。</p>
<p>6. 消費者と事業者の連携・協働、事業活動におけるコンプライアンス向上 消費者基本計画において、「消費者と事業者とが共通の目標の実現に向けて協力して取り組むこと」を「協働による取組」と定義している。工程表のⅡ消費者による公正かつ持続可能な社会への参画等を通じた経済・社会構造の変革の促進に掲げる施策について、協働の実現方法が明らかとなるよう、KPIを見直すこと。（消費者庁、関係省庁）（Ⅱ関係）</p> <p>消費者志向経営を推進する上では、施策概要に記載された「事業者の取組を消費者に分かりやすく情報提供することで事業者の取組状況を可視化すること」が重要である。そのため、この情報提供に関して、KPIを設定すること。（消費者庁、経済産業省）（Ⅱ（３）②関係）</p> <p>公益通報者保護制度を活用したコンプライアンス確保の推進について、内部通報窓口に対する労働者の信頼度をKPIとすること。（消費者庁）（Ⅱ（４）①関係）</p>	<p>Ⅱにおいては、「消費者と事業者とが共通の目標の実現に向けて協力して取り組むこと」を目指すに当たり、消費者及び事業者双方の取組を推進していくことが重要との観点から、原則として消費者及び事業者それぞれの取組を評価するKPIを設定しています。なお、Ⅱ（２）④において、「今後生物多様性保全と消費者に関する適切なKPIの設定について検討する」と加筆しているように、引き続き、より適切なKPIの設定について検討してまいります。</p> <p>御指摘を踏まえ、消費者志向経営に取り組む事業者がより一層消費者に認知される状況を生み出すために、Ⅱ（３）②のKPIに「消費者志向自主宣言事業者数」を令和6年度までに倍増する旨を追加し、裾野を広げるべく取り組む旨を明記しました。</p> <p>公益通報者保護制度を活用したコンプライアンス確保の推進に当たっては、御指摘の通り、労働者の内部通報窓口に対する信頼度の向上を目指すことが重要であると認識しており、その旨をⅡ（４）①「施策概要」に加筆しました。</p>
<p>7. 消費者教育の推進及び消費者への情報提供の実施 消費者教育5には、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育のほか、消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育が含まれる。そのため、消費者教育に関する各施策を一体的に把握できるよう、「Ⅳ消費者教育の推進及び消費者への情報提供の実施」において、「Ⅱ消費者による公正かつ持続可能な社会への参画等を通じた経済・社会構造の変革の促進」のエンカル消費等に関する施策を再掲するなど記載の仕方を工夫すること。（消費者庁）（Ⅱ及びⅣ関係）</p> <p>デジタル時代の消費者教育について、消費者のデジタル化への対応に関する検討会での議論も踏まえ、デジタル化に対応した消費者教育・啓発に関する基礎的な整理を行い、SNSの利用に係る情報リテラシーを含め、消費者が注意すべき事項や知っておくべき事柄等を取りまと</p>	<p>御指摘を踏まえ、Ⅱの施策のうち（１）②及び（３）①をⅣ（１）に、（２）①②③をⅣ（２）に再掲しました。</p> <p>御指摘を踏まえ、Ⅳ（２）①「施策概要」に「多様な消費者にとって分かりやすい資料とするとともに、必要とする消費者への的確に届くようにするため、各種の行政及び民間機関との連携体制の構築・強化に努める」旨を加筆し、「今後の取組予定」にも同旨を加筆しました。ま</p>

<p>めるとともに、消費者教育のオンラインでの実施等について施策に盛り込むこと。消費者教育のオンラインでの実施に当たっては、どこに住んでいても、生涯を通じて切れ目なく消費者教育を受けることができるよう、機会の均等に留意すること。(消費者庁)(Ⅲ(1)③関係)</p> <p>法教育や情報教育を始めとする消費生活に関連する教育の実施に当たっては、消費者教育との密接な連携を図ること。(関係省庁)(Ⅳ(1)関係)</p> <p>消費者トラブル抑止のための重層的・戦略的な普及啓発について、国民各層へ啓発内容を分かりやすく届けるための工夫のほか、資料の展開のためのネットワークや連携体制作り、アクティブ・ラーニング等の活用など具体的な方法論及び今後の取組予定を明記すること。(消費者庁)(Ⅳ(2)①関係)</p>	<p>た、Ⅲ(1)③ウ「デジタル化に対応した消費者教育・普及啓発の推進」という施策を追加し、「デジタル化に対応した消費者教育の今後の具体的な推進方策について消費者教育推進会議等の場で検討する」旨及び「アクティブラーニングの考え方を取り入れ、e-ラーニングやオンライン授業に対応した、啓発用の教材を開発する」旨を加筆しました。</p> <p>御指摘を踏まえ、Ⅳ(1)①「施策概要」に情報教育と連携を図る旨を加筆しました。</p> <p>(上記回答を含む。)</p>
<p>8. 環境保全に向けた消費者の役割</p> <p>気候変動対策、循環型社会の実現等が課題となる中、電力の小売全面自由化や、都市ガス小売自由化などにより、省エネルギーの実践や再生可能エネルギーの選択など消費者自らが行動を選択するとともに、脱炭素や資源循環などSDGsに熱心に取り組む事業者を後押しできる環境が整いつつあり、環境保全に向けて消費者が果たす役割は大きい。</p> <p>そのため、脱炭素社会や循環型社会の実現に向けた消費者への情報提供や普及啓発について、この消費者の役割を踏まえた具体的な取組を明記すること。(環境省、経済産業省、関係省庁)(Ⅱ(2)関係)</p>	<p>御指摘を踏まえ、Ⅱ(2)①「施策概要」において、脱炭素社会づくりに向けては、「家庭・業務部門におけるCO2排出を2013年度比2030年度までに4割削減する必要があり、(脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルを)消費者が積極的に選択することは、CO2排出削減に果たす役割が大きく、また、事業者の取組を後押しすることにも繋がる」旨を加筆しました。</p>
<p>9. 消費者行政を推進するための体制整備</p> <p>消費者政策の関係省庁を参集する連絡会議について、案件に応じた枠組みを設定するなど、機動的に開催し消費者政策の推進を図ること。(消費者庁)(Ⅴ(2)①関係)</p> <p>消費生活センターのニーズに応じた支援を行うとともに、消費生活センター間の連携策を講じること。(消費者庁)(Ⅴ(2)③関係)</p> <p>今年度開設予定の消費者庁新未来創造戦略本部について、新たに項目を設けることを検討すること。(消費者庁)(Ⅴ(2)関係)</p> <p>地方公共団体への支援について、可能な限り数値目標を設定すること。(消費者庁)(Ⅴ(3)①関係)</p> <p>社会的要因や家族問題、健康問題が絡み合った内容の相談に対して、地方消費者行政担当部局による対応だけでは、相談者の抱える問題を解決できないことなどから、消費者行政担当部局と関係部局が連携して消費者問題の解決に当たることが求められる。このように地方消費者行政を総合的かつ効果的に推進することができるよう、消費者行政はあらゆる分野に関係するという認識が地方公共団体内において醸成される方策を検討すること。(消費者庁)(Ⅴ(3)③関係)</p> <p>都道府県における法執行強化について、研修を実施するだけでなく、法執行の経験を都道府県間で共有できるようにすること。(消費者庁)(Ⅴ(3)④関係)</p> <p>何らかの理由により公的な相談窓口へアクセスできない消費者からの相談をすくい取ることができるよう、消費者からの情報・相談の受付体制を充実させること。(消費者庁)(Ⅴ(3)⑤関係)</p> <p>消費生活以外の相談窓口と消費生活相談窓口との連携促進に当たっては、地方公共団体への要請と併せて、好事例の提供も行うこと。(消費者庁)(Ⅴ(3)⑥関係)</p>	<p>御指摘を踏まえ、Ⅴ(2)①「施策概要」に「連絡会議を対象とする案件に応じて機動的に開催」する旨を加筆しました。</p> <p>御指摘を踏まえ、Ⅴ(2)④「施策概要」に「各消費生活センターのニーズをくみ取り、消費者庁、各消費生活センター等と十分連携」する旨を加筆しました。</p> <p>御指摘を踏まえ、Ⅴ(2)③として「消費者庁未来創造戦略本部の機能の発揮」という施策を追加しました。</p> <p>御指摘を踏まえ、Ⅴ(3)①「KPI」において、地方消費者行政強化作戦2020との関係について加筆するとともに、Ⅴ(3)③「施策概要」に「地方公共団体において消費者行政部局と関係部局との間で円滑な連携が図れるよう、必要な要請を行う」旨を加筆しました。</p> <p>御指摘を踏まえ、Ⅴ(3)④「施策概要」に「研修を実施することにより、法執行の経験を国と都道府県の間で共有する」旨を加筆しました。</p> <p>公的な相談窓口へのアクセスが困難な消費者を含む認知症高齢者や障害者等の消費者被害の未然防止・拡大防止のため、地域の見守りネットワーク(消費者安全確保地域協議会)の設立・活用を推進していく旨を、「Ⅴ(3)②及びⅠ(3)の各施策」等に記載しております。</p> <p>御指摘を踏まえ、Ⅴ(3)⑥「施策概要」に「好事例の提供」を行う旨を加筆しました。</p> <p>※参考 Ⅴ(3)⑦に関連して、新型コロナウイルス感染症の蔓延及びこれに伴う緊急事態宣言の発</p>

	<p>出の影響により、国民生活センター及びシステム構築事業者の作業環境に大きな制約が生じており、またシステム刷新に必要な機器等の計画通りの調達も困難な状況であることを踏まえて、令和2年度に予定していたPIO-NET2020の稼働時期について延期し、令和3年度を目途に刷新に向けた作業を行う予定です。</p>
<p>10. 身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての対応</p> <p>1月意見でも指摘したとおり、これまでの取組及び現在の消費者被害の状況を踏まえ、今後どのような取組を行うのか、以下の事項を含め工程表に明記すること。(厚生労働省、消費者庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 預託金の適切な保全などに係る身元保証等高齢者サポート事業を提供する事業者への働きかけ ・ 平成29年度に実施された実態調査の結果を踏まえた身元保証人に期待される機能の詳細検討、より小規模に提供される身元保証等高齢者サポートの実態把握、今後、身元保証等高齢者サポート事業の需要が増大する社会における制度の在り方など、実態調査の結果から課題とされた事項に対する更なる取組 	<p>御指摘を踏まえ、「I(2)②ス」として「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての対応」という施策を追加し、身元保証等高齢者サポート事業を提供する事業者への働きかけや、消費者が安心して身元保証等高齢者サポート事業を利用するための情報提供等に取り組む旨を記載しました。</p>